

浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と〇〇地区〇〇〇〇会（以下「乙」という）および草津市（以下「丙」という）は、集中豪雨や台風に伴い浸水が発生し、市民等に生命の危険が生ずるおそれがある場合（以下「浸水時」という）において、市民等の避難場所を確保するため、甲が所有または管理する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浸水時に、甲が所有または管理する第2条に規定する施設の一部を市民等の緊急時避難協力施設として使用する際の必要な事項を定めるものとする。

（避難場所）

第2条 この協定において、緊急時避難協力施設は次の施設とする。

名 称 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

避難協力施設住所 草津市〇〇〇丁目〇〇-〇〇

避難場所 廊下・階段・立体駐車場（例）

（緊急時避難協力施設の指定、周知）

第3条 乙および丙は、前条の施設を緊急時避難協力施設として位置付け、市民等に周知する。

（緊急時避難協力施設の開放）

第4条 甲は、集中豪雨等による浸水が発生し、または発生する恐れがあり、丙からの要請を受けた場合、または市民等が緊急に避難を要する場合、第2条の施設を緊急時避難場所として開放するものとする。

2 前項の施設の開放は、避難協力施設の周辺に浸水が発生した場合、または発生する恐れがある場合とする。

3 乙は、第1項の規定により緊急時避難場所が開放された場合、市民等の避難誘導に協力するよう努めるものとする。

（報告）

第5条 甲は、緊急時避難協力施設として使用させたときは、乙および丙に報告するものとする。

（使用期間）

第6条 第4条の規定により緊急時避難協力施設として使用することができる期間は、緊急時避難協力施設の開放から、洪水警報の解除などの浸水被害の恐れがなくなるまでとする。

（緊急時避難協力施設の使用等にかかる留意事項の周知）

第7条 乙および丙は、緊急時避難協力施設の使用等に関し、市民等に対して次の事項の周知に努める。

(1) 浸水からの避難は、災害発生前の気象情報や市が発令する避難勧告等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。

(2) 緊急時避難協力施設は、丙が開設する避難場所への避難途上等において、目前急迫の浸水危険にさらされた場合の緊急一時的な退避にのみ使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。

- (3) 緊急時避難協力施設は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。
- (4) 緊急時避難協力施設は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、丙が開設する避難場所等とは異なり、避難者の滞在等を対象としたものではないこと。
- (5) 平常時において市民等は、施設管理者等の許可なく緊急時避難協力施設に立ち入ってはならないこと。

(経費の負担)

第8条 乙および丙は、第4条の緊急時避難協力施設の開放に係る経費は負担しない。ただし、避難協力施設を開放したことに起因して発生した施設の棄損などの復旧に要する経費については、甲乙丙協議のうえ負担額を決定するものとする。

(変更および廃止)

第9条 甲は、当該緊急時避難協力施設の名称等を変更し、または緊急時避難場所として機能を廃止したときは、速やかにその旨を乙および丙に連絡しなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲、乙、丙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙 ○○地区○○○○会
会 長 ○ ○ ○ ○

丙 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋 川 渉